

山田町営建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱いについて（通知）

このことについて、山田町営建設工事における現場代理人は、原則として工事現場に常駐することと山田町営建設工事請負契約書別記第10条第3項で定めているところですが、下記の条件を満たす工事については、同条第4項に定める現場代理人の常駐義務の緩和及び現場代理人の兼務を認めることとしますので、お知らせします。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和

次に掲げる期間については、契約工期中であっても工事現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場において作業等が行われていない期間

2 現場代理人の兼務が可能な工事

- (1) 以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。なお、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

ア 設計額（税込）がいずれも3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事であること。

イ 工事場所がいずれも山田町内であること。

ウ 特記仕様書等により、それぞれの発注者（県等他の発注機関も含む。）が現場代理人の兼務を認めている工事であること。ただし、民間工事との兼務は認めない。

- (2) (1)のほか、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

- (3) (1)により現場代理人の兼務を認められた工事において、変更契約により設計金額が(1)アの金額を超えた場合でも、継続して当該工事の現場代理人を兼務できるものとする。ただし、当該現場代理人が当該工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねている場合において、請負代金額（税込）が3,500万円（建築一式工事の場

合は7,000万円)を超えた場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要となるので注意すること。

(4) (1)又は(2)の要件を満たす場合でも、工事の特殊性等の要因から現場代理人の常駐が施工管理上必要と発注者が判断した場合は、現場代理人の兼務を認めないことがある。

3 現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務の条件

上記1及び2により現場代理人の常駐義務の緩和等をする場合は、受注者は次の措置を講じなければならない。

(1) 各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は連絡員を工事現場に常駐させる等、発注者との連絡に支障を生じないよう連絡手段を確保すること。

(2) 一方の工事に偏ることがないように適切な工事現場の運営、取締りを行い、現場代理人の権限の行使に支障を生じさせないこと。

4 手続き

(1) 発注者は、発注する工事において現場代理人の兼務を認める場合は、入札時に別紙1「山田町営建設工事における現場代理人の兼務に関する特記仕様書」を設計図書等に添付する等の方法により、入札参加希望者に周知するものとする。

(2) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、別紙2「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。発注者は、提出された「現場代理人の兼務届」の写しに当該兼務の認否を記載し、受注者に通知する。

(3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

(4) 受注者は、1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が兼務を行わなくなった場合は、別紙3「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出すること。発注者は、内容を確認したならば提出された「現場代理人の兼務解除届」の写しに押印の上、受注者に通知する。

5 兼務の取消

発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すことがある。

(1) 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合

(2) 条件等を偽り、その他不正な手段により兼務を行った場合

6 適用時期

令和4年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済又は入札契約手続き中の工事であっても、基準を満たし、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。

7 その他

大規模な災害発生等の理由により、この運用が不相当と認められる場合は、別途本件に関する取扱いを定めるものとする。

別紙 1

山田町営建設工事における現場代理人の兼務に関する特記仕様書

本工事は、令和4年3月25日付け財第334号「山田町営建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱いについて（通知）」（以下「常駐義務緩和等取扱い」という。）により、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、山田町営建設工事請負契約書別記第10条第4項の規定により、現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

記

1 現場代理人の兼務可能対象工事

常駐義務緩和等取扱い2(1)及び(2)に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。詳細については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.town.yamada.iwate.jp/docs/568.html>

2 現場代理人の兼務の条件

1により現場代理人の常駐義務の緩和等をする場合は、受注者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は連絡員を工事現場に常駐させる等、発注者との連絡に支障を生じさせないよう連絡手段を確保すること。
- (2) 一方の工事に偏ることがないように適切に工事現場の運営、取締りを行い、現場代理人の権限の行使に支障を生じさせないこと。

3 手続き

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、別紙2「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。当該兼務の認否については、提出した「現場代理人の兼務届」の写しに発注者が認否を記載し通知する方法により行う。
- (2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。
- (3) 受注者は、1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が兼務を行わなくなった場合は、別紙3「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出し、発注者の確認を得ること。

4 兼務の取消

発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すことがある。

- (1) 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件等を偽り、その他不正な手段により兼務を行った場合

現場代理人の兼務届

山田町長 様

受注者 所在地
商号
代表者

印

下記のとおり2件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届け出ます。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

-----以下、発注者記入欄-----

届出があった現場代理人の兼務について、 認めます ・ 認めません 。

認めない理由（認めない場合にのみ記載）

--

年 月 日

山田町長

印

注1：上記1と2それぞれの発注者あて提出すること。

注2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注3：各工事の連絡員は複数名でも構わないこと。

現場代理人の兼務解除届

山田町長 様

受注者 所在地
商号
代表者 印

下記の工事について、 年 月 日をもって現場代理人の兼務を解除したいので、届け出ます。

記

1 兼務を解除する（竣工した）工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先

-----以下、発注者記入欄-----

届出があった現場代理人の兼務の解除について確認しました。

年 月 日

山田町長 印

注1 兼務を解除する（竣工した）工事について、監督職員あて提出すること。